

第34回小委員会における各委員からの主な御意見※50音順	行動指針（案）への反映
<p>・ 運転期間延長の3案について。66ページの将来の見直しに向けた評価項目について、より実効性を高める措置が必要。再検討の実施の法令による明確化、外的状況の変化について、具体的な項目と評価尺度などを検討することで、EBPM、政策評価検証サイクルとして位置付けることを考えてはどうか。</p> <p>・ 市場価格の変動に対応した予見性の確保について、今回示された案3の改良案について、2050年から60年にかけては、既設の原子力の発電電力量が大きく低減していくことになる。新規原発の開発に向けた投資を対象とする電力市場制度の在り方、バックエンド事業の予見性向上に向けた措置の検討具体化については今後非常に重要。</p> <p>・ 電力市場で予見性確保には、現実の事業性を考慮した制度設計が必要。長期脱炭素電源オークションの案を元に、新增設の費用回収リスクの程度が具体的にどの程度なのかということを検討することも一案。費用回収リスクが高いままなら、新增設投資の増加による供給力確保という制度の達成も不透明。2017年以降の世界で着工された原子力31基中27基はロシア製中国製であること、自由化された電力市場の元では市場の再設計や資金確保の枠組みが重要であることが指摘。自由化された電力市場の元では新規の開発に向けた動きは、RABモデルを導入している英国など一部の国でしか進んでいないという現実を踏まえた上で、原子力の事業環境整備が具体化されることを期待。</p>	<p>p7 2（2）①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記（朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨）</p> <p>p10 2（3）②行動指針 ii)について、「国による、将来の安定供給の確保や脱炭素電源の確保等の政策趣旨に則った、原子力発電所の建設や安全対策に係る投資を対象とする電力市場制度の在り方の検討・具体化」及び「（※例：電力市場制度の再点検結果を踏まえ、長期脱炭素電源オークションの枠組みを活用・改善することによる、原子力を含めた計画的な脱炭素電源投資支援等）」を追記（朝野委員、杉本委員同旨）</p>
<p>・ 運転延長に関して、福島第一原子力発電所事故以降の原子力政策が大きく転換されるという論調で報じられているが、事故を受けて原子力への依存度を可能な限り低減していくという方針なのに、なぜまた原子力発電に依存しようとしているのか、なぜ、再生可能エネルギーに舵を切らないのかという議論も出てくる。延長という議論になぜなっているのかをしっかりと説明すべきであり、なぜ再生可能エネルギーに全面的に舵を切れないのかについても丁寧な説明が必要であると感ずる。</p> <p>・ 運転延長の3案、安全性が大前提であると同時に、日本の場合、新增設に時間がかかるため、今回は、年数に関わらず規制委が確認し、運転可能と判断された炉について稼働させる2の案で良いのではないかと述べたが、立地地域の不安や将来的により安全性を高めた革新炉を開発、稼働させていくことを目標とした時に、無期限の運転が前提となると、投資判断が出来ないという部分も確かにある。革新炉の開発、稼働の道筋をしっかりと付けた上で、時間軸として間に合うのであれば、案3の選択肢でよいのではないかと思うが、不確実性が非常に高いので、難しい場合には、更なる見直しも視野に入れながら、きめ細かく柔軟に対応すべき。</p> <p>・ 再稼働の方向性について示されており、もし動かすということであれば、同時に、各原子力発電所の使用済燃料の状況や見通し、再処理工場の見通し、最終処分場の選定に向けた動きについても、同じくらい情報を発信して国民理解を図る必要がある。出口が決まっていないのに動かすのは無責任ではないかという議論も必ず出てくるので、取組状況を発信するとともに、今後もエネルギーの安定供給を国民として享受するために、バックエンドも含めて責任を持って考えていくことが重要であることが示す良い機会ではないかと思う。</p>	<p>p8 2（2）①の仕組みのイメージについて、「エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。」を追記（伊藤委員、小林委員、杉本委員、竹下委員、村上委員同旨）</p> <p>p7 2（2）①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記（朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨）</p> <p>p17 2（4）③の政策の方向性について、「国主導での国民理解の促進、自治体等への主体的な働きかけを抜本強化することとし、今後具体化を進める。」と修正</p>
<p>・ 資料3の14、15ページで言われた、地域のベストプラクティスについて、何をもちて地域振興の成功とするかという定義についてはっきりしない中で、ベストプラクティスを選ぶ指標もはっきりしてこない。ここは示していただいたアクションプランにもつながるが、何をもちてベストプラクティスとするのか、明確化していただきたい。</p> <p>・ 資料4、5について、これをアクションプランと呼ぶことには非常に抵抗がある。方向性という意味では納得がいくが、今現在の日本でこれをすべて行えるような人的資源も金銭的な資源もなく、どれもが今すぐ達成できるものではない。アクションプランと言うのであれば、評価軸や時間軸、各アクションに必要な人的資源のコストが明記されるべきであって、これだけでは単なる理想の詰め合わせでしかない。この内容に反対するわけではないが、ここから少し肉付けして、何が今できるのか、どれだけの人的支援が必要なのか、国、地域といった際のプレイヤーが誰なのかをもう少し明確に示していただきたい。これまでも再三言っているが、そこに具体性がないとアクションプランと呼べないと思う。</p>	<p>p5 2（1）②の政策の方向性について「立地地域の実情やニーズに即した地域振興支援や、新産業・雇用創出を含む将来像を国・事業者が共に描く取組など、対象地域から高い評価を得たグッドプラクティスの他地域への横展開等を進める。」と修正</p> <p>p2 資料の表題を「今後の原子力政策の方向性と実現に向けた行動指針（案）」に修正 ※以降上記に合わせた修正箇所</p> <p>p3 「国や事業者等の関係者は、可能なものから早期に、指針に示した内容の実行に向けたアクションを具体化していくものとする。また、その内容については、必要に応じて本小委員会でも議論・検討を行っていくこととする。」を追記</p>

小野委員	<ul style="list-style-type: none"> 案2についてのみ、事業者に説明責任が生じるというのは違和感がある。国民から見て予見性が必要なのは、安全性に対する不安からではないか。運転期間は科学的技術的な評価に基づき安全規制によって決められるべきであり、そのため、案2が本来最も合理的という立場に変わりはない。仮に案3を国の政策として選択するのであれば、各種の状況変化や取組の推進に応じた見直しが不可欠。また、安定供給のための設備容量が減少しないよう、革新炉の開発・建設の積極的な推進が必要不可欠。 エネルギー安定供給に支障がないよう、水素製造や廃棄物処理も視野に入れながら、次世代革新炉の開発研究の目標を前倒しすることが必要である旨文書にも入れていただきたい。開発を実効的に進めるうえでは、各省庁に取組が分散する中、省庁横断で予算配分をすることが不可欠であり、司令塔機能に含めることも極めて重要。 	<p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記（朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨）</p> <p>p11 2(3)②行動指針i)について「社会ニーズを踏まえた導入工程の前倒しに向けた不断の検討」を追記</p> <p>p12 2(3)③司令塔機能の要件について「予算制度上の制約に過度に縛られることなく、必要に応じて戦略的な予算配分を行う等、「単年度主義」や「縦割り」に陥らない長期間・分野横断の予算配分と工程管理を行う能力」を追記</p>
小林委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料の3案については、現状だと国民のコンセンサスを得ることは難しいと。もう少し深い議論と説明の工夫が必要。具体的には、評価の項目に、安全性を確保した上での既設プラント価値の最大化、または既設プラントの価値の向上という項目を入れるべきではないか。それが次世代炉建設の遅れによって、電源の安定供給に空白期間が出来そうになった場合に有効になるため。逆に現在入っている、安全供給の選択肢確保、サプライチェーンの維持という項目評価は、プラントの運転期間だけに依存するものではなく、プラント運転期間満了時の国全体の次世代炉の建設状況やエネルギー政策によって変わってくるものであるため、項目に入れるのが適当かどうか疑問であり、仮に入れたとしても現時点で評価が難しいのではないかと。また、予見性の確保についても、運転期間が明確かどうかのみに依存するものではなく、先進的なITを用いることで、予見性を高める手段はあるため、そういったことに言及せずに、運転期間が限定されているかどうかのみで3案を比較する項目として評価するのは違和感がある。 コミュニケーションについては、どちらかというエネルギー政策全体の中での原子力の位置づけや価値についての理解を目的としたものだが、運転期間延長に関して言えば、追加延長する際の安全性の確認について、規制側がステークホルダーにきちんと説明する必要があるが、この仕組みが現状脆弱ではないかと思う。 	<p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記（朝野委員、伊藤委員、小野委員、小林委員、佐藤委員、中島委員、又吉委員同旨）</p> <p>p8 2(2)①の仕組みのイメージについて、「エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。」を追記（伊藤委員、小林委員、杉本委員、竹下委員、村上委員同旨）</p>
斉藤委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料4、資料5のアクションプランについて、我が国のエネルギー供給力の確保、GXの牽引役としての役割を原子力に求めるのであれば、政策上の原子力の位置づけの明確化が必要であると考え。その上で、政策の方向性やアクションプランとして挙げられる個々の項目は相互に関連するため、ポスト2050を見据え、長期的なビジョンに基づいて、ネットワークではなく、具体的にこれをどうやって進めていくかという議論が今後必要。 運転延長については、個人的には60年超えてくるという点において、案2と案3は大きく変わらないものと捉えているが、その中で説明性の観点から案3を採用するのは一定の合理性があると考え。いずれにせよ、安全側は規制の専有的な案件だが、使用者が安全性に関するエビデンスを出す観点において、ますます一層の自律性、説明性が求められるため、付け加えさせていただく。 革新炉開発については、炉型の議論が先行しているが、燃料供給や発生する廃棄物の種類や量、処分方法など、サイクル全体で捉えて、必要な技術開発、実証を行うことが必要であり、開発を牽引する主体も、導入の判断に資するようなライフサイクル全体のコストや技術成熟度に関するデータをそろえていくことが求められるし、国としても明確かつ透明な意思決定プロセスというものが求められる。サイクル側でも一定の柔軟性がないと、新しい原子力利用に耐えられないので、そういったことを確保していくことが重要。 	<p>p11 2(3)③行動指針i)について、「上記の研究成果や他電源の見通し等も踏まえた、関係者による将来の原子力利用の規模等に関するシナリオの検討」を追記（斉藤委員、杉本委員、松久保委員同旨）</p> <p>p8 2(2)①の仕組みのイメージについて、「事業者は、ATENAの経年劣化知見拡充WG等の取組を通じて、産業大での技術的知見や経験の蓄積・拡充の取組を進めるとともに、自らも保全活動等に係る説明責任を積極的に果たしていく」を追記</p> <p>p11 2(3)③行動指針i)について、「国と学会、日本原子力研究開発機構(JAEA)、事業者等の連携による、燃料供給や核燃料サイクル、廃棄物処分などライフサイクル全体に関する長期的な整合性の確保に向けた研究・検討の推進」を追記</p>

佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全というのは技術的政策的に不断の見直しが必要、また、科学的、技術的知見というのは、進化していくものであるため、延長したとしても、保守点検等の技術を新たに見直すことで、国民の安心安全を確保していくことが重要。そう考えると、一律に運転期間を制限することは合理的ではないので、運転期間の延長は理にかなった判断だと思う。 運転期間の延長を限定的に認定しても、限定の条件が必要となってくる。この条件をある程度明確化しないと、運転延長にかかる混乱が再び生ずるので、そこの対応を十分にお願したい。 予見可能性を重視する立場からは、時間的制限に対して追い立てられることもある。なおかつ60年という期間の中で得た知見を活かすと考える事業者もいる。こういった様々な考慮を踏まえて、延長を考える時には、条件を明確化した上で、政治的な考慮だけに支配されない形での決定をお願いしたい。そういう意味で一にも二にも運転期間の延長に関する政治的な考慮に基づく混乱を避けていただきたい。 	<p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記（朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨）</p> <p>p7 2(2)①の仕組みのイメージ、2ボツを「運転期間は40年とした上で、これを超えて運転をする場合にはには、延長の必要性について以下の事項の認定を受けなければならないことを、条件として明確化する」と修正（佐藤委員、山下委員同旨）</p>
杉本委員	<ul style="list-style-type: none"> 運転期間について、10月にエネ庁から規制委に対してGX会議の内容を説明したと承知しているが、その後の利用政策側と安全規制側の議論は別々になされていて、分かりにくい。20年を目安に、停止期間をカウントに含めないという案が示された。また、設備利用率の向上のために、定期検査までの期間の延長に取り組むこととされている。一方で、こうした新しい見直しの案とセットになるべき厳格な審査や規制の方向性は書かれていないわけであって、経産省と規制委が科学的・技術的観点から、運転延長と設備利用率の向上の必要性、これに対する安全確保について、政府一体として責任ある見解を示していただく必要があると考えている。その上で、立地地域をはじめとして国民に対してわかりやすく御説明いただくことをお願いしたい。 今回、まずは廃止決定をした炉の建て替えを対象に進めるとのこと。また、原子力については、「震災前と比較して原発依存度低減という現在の方針も踏まえ」という表現も出てくる。これまで原子力の将来の規模とそれに向けた道筋を明らかにするように求めてきたところ。道筋を具体化するには、どのように開発・建設を進めるかの議論もあると思うが、既設炉の活用か革新炉の開発建設かを問わずに、事業者に安全対策に十分な投資を行えるような枠組みをしっかりと備えることが重要。原子力の将来の規模と、そこに至る道筋を示すことが大切であると改めて申し上げる。今後、安全投資の環境整備についてさらに検討を進めるとともに、今後の議論を踏まえてエネルギー基本計画の見直しの検討を進めていただきたい。 	<p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。」を追記（伊藤委員、小林委員、杉本委員、竹下委員、村上委員同旨）</p> <p>p8 2(2)②の行動指針について、「事業者による、保守管理の高度化と、安全性の確保に関する政府一体となった立地自治体等へのわかりやすい説明の実施」を追記</p> <p>p10 2(3)②行動指針ii)について、「国による、将来の安定供給の確保や脱炭素電源の確保等の政策趣旨に則った、原子力発電所の建設や安全対策に係る投資を対象とする電力市場制度の在り方の検討・具体化」「（※例：電力市場制度の再点検結果を踏まえ、長期脱炭素電源オークションの枠組みを活用・改善することによる、原子力を含めた計画的な脱炭素電源投資支援等）」を追記（朝野委員、杉本委員同旨）</p> <p>2(3)③行動指針i)について、「上記の研究成果や他電源の見通し等も踏まえた、関係者による将来の原子力利用の規模等に関するシナリオの検討」を追記（齊藤委員、杉本委員、松久保委員同旨）</p> <p>p11</p>
竹下委員	<ul style="list-style-type: none"> しっかり安全性が科学的に保障できる場合は、上限を設けずに運転期間の延長を認めるべきとの結論に合理的にはなる。これまでの発電所でやってきた特別点検を丁寧に実施していけば、原子力発電所の安全性を十分に維持できると思う。原子力発電所の寿命は、技術的、経済的寿命の兼ね合いにより決まるので、学術的、経済的な判断で決定されるもの。今回の小委の議論で示していただいた通り、運転延長は技術論とは別の観点、すなわち、福島第一原発事故の反省と教訓をどう生かすがや、立地地域からの不安の声にどう対応するか、こうした点を考慮すると、現時点での制度改正については、案3を取り、一定抑制を設けることは考慮すべきではないか。原子力発電所の高経年化に対応した安全確保のための保全活動、この取組を立地地域の住民や自治体、広く国民の理解を得るための広報活動を強化すべきではないかと思う。こうした保全の理解がないのが現状。65ページに記載されている見直し含めて、科学的合理性のある運転期間延長の論議を、広報活動と同時に進めることをしっかりやって、国民の理解をいただいて、更に運転期間延長の議論進めていただきたい。 プルサーマルの開始により発生する使用済MOX燃料の再処理については、これまでの知見をレビューして、足りない項目があれば研究を進めて、MOX燃料の湿式再処理技術を早期に完成させていただきたい。MOX燃料の場合再処理する期間が重要で、再処理しないで長く置いておくと、プルトニウムがアメリカシウムに変わって、ガラス固化体の発熱につながり、最終処分地の面積が増大するということになりかねない。再処理計画についても十分な検討が必要。更に必要があればMOXが増えてきた場合、合理的な最終処分のため、将来的には現行の湿式再処理にマイナーアクチノイド分離プロセスを導入することも視野に入れて考える必要がある。 	<p>p8 2(2)①の仕組みのイメージについて、「エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。」を追記（伊藤委員、小林委員、杉本委員、竹下委員、村上委員同旨）</p> <p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記（朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨）</p> <p>p14 2(4)①行動指針ii)について、「国・関係者による、使用済MOX燃料の再処理技術の早期の技術確立に向けた研究開発の加速、官民連携による国際協力の推進、これも踏まえた処理・処分の方策の検討」を追記（竹下委員、中島委員、松久保委員同旨）</p>
豊永委員	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランは、運転延長含め今後の原子力政策を考えるうえで重要。特に記載の基本原則については、カーボンニュートラルの時代において原子力が果たす意義を明確にしている点で重要。このため、原子力基本法を改正してこれを明記することがよいと考える。基本法というのは、環境基本法などいくつかあるが、ある分野について一段上の観点から、一定のまとまりをもって政策実施の一定の指針を果たすものと考えられている。安全性を最優先とすることなど、原子力の開発利用にあたっての基本原則はまさに原子力の政策全般に関わる基本的な事項であり、原子力基本法に明記するにふさわしいものとする。 	<p>p2 「1 原子力の開発・利用に当たっての「基本原則」の再確認」の項目3つ目において、「分野横断的・時間的な「政策の一貫性」を担保しつつ、予見可能性や国民理解を高めていく観点からも、この「基本原則」に示した考え方については、法令等においても明確化することが望ましい。」と記載済。</p> <p>p4</p>

中島委員	<ul style="list-style-type: none"> 国民各層へのコミュニケーションについて、丁寧な対話、意見交換が資料3にもあるが、対話で出た意見がどう反映されるのかというところが見えてこないのではないか、一方的なガス抜きの場合として利用されるのではないかと危惧されるため、今後の議論でどう反映されるか示すことが必要。また、コミュニケーションの中で原子力依存度低減という政策との整合性がどうなっているかというのを丁寧に説明し、理解いただくことが必要。 科学的・技術的な観点からはあえて上限を設ける必要はないと考え、その結果は経営者がかかるコストにより自動的に判断されることだと思うが、社会の需要、事業の予見性を認める観点から、何らかの判断基準を設けることは理解する。他方、ベースとなる基準が60年というのが妥当かどうかは、考えておく必要がある。特に2050年CNとの関係で必要という意見があったが、どのくらいの期間が妥当かというのは、利用の観点からは決められるのではないかと考える。 大学の立場からは、基礎的な研究を行う施設、原子力人材育成のための基盤インフラ整備についても、しっかりと拡充していただきたい。 今後、廃炉が進む中で、解体廃棄物の処理処分の方策、原発だけでなく廃止措置をやっていくが、今後の廃棄物の処理処分が具体的にどこにどう処分するか、しっかりと議論し、国民の理解を得る必要がある。 再処理関係のプルスーマル利用についても、全体として長期的に、燃料のマスバランス含めたエネルギー供給、フロントエンド、バックエンド含めた全体の流れの中で、プルトニウム利用、再処理のあり方をもう一度考える必要。 	<p>p5 2(1)③の政策の方向性について、「また、こうしたコミュニケーションの内容を踏まえて、国・事業者の取組内容に対する振り返りを継続的に行いながら、今後の改善に向けた検討に活かしていく。」と追記(中島委員、村上委員同旨)</p> <p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記(朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨)</p> <p>p8 2(2)①の仕組みのイメージについて、「エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。」を追記(伊藤委員、小林委員、杉本委員、竹下委員、村上委員同旨)</p> <p>p13 2(3)④行動指針i)について、「国やJAEA等の関係者による、高速実験炉「常陽」の再稼働に向けた取組や大型ナトリウム試験施設「AtheNa」の整備のほか、今後の研究開発に向けた高速中性子照射場、燃料製造施設や再処理実証施設等の整備の検討など、上記を踏まえた基盤の研究開発やインフラ整備に対する必要な支援の速やかな実施」を追記</p> <p>p15 2(4)④行動指針i)について、「国及び事業者等の関係者による、商用炉以外の原子力施設の廃止措置の円滑化に資する連携・協働」を追記</p> <p>p14 2(4)①行動指針ii)について、「国・関係者による、使用済MOX燃料の再処理技術の早期の技術確立に向けた研究開発の加速、官民連携による国際協力の推進、これも踏まえた処理・処分の方策の検討」(竹下委員、中島委員、松久保委員同旨)</p>
又吉委員	<ul style="list-style-type: none"> p64,65に示された案の中では、将来見直しを前提とした案3に賛同したい。原子炉施設に一律の運転期間上限を設定することに科学的・技術的な根拠はなく、本来であれば安全規制の観点から個別に判断していくべきと考えている。一方で、過去の事故を踏まえた原子力に対する国民懸念、若しくは立地地域の声、及び現行制度との連続性に対する配慮も必要との視点に立ち、利用政策の面では、今後は一定の抑制を設けて、今後国・事業者の取り組みの深化状況や、国際的な基準の確立などの変化を踏まえ、見直しを行うというのが適切ではないか。なお、将来的な見直しについては、状況変化を確認出来る適切なタイミングで、科学的・技術的な観点と整合が取れる方向で利用政策の見直しを行えることを期待。 廃炉円滑化に向けた取組について、認可法人による廃炉全体のマネジメントや拠出金制度の創設といった制度措置のイメージは、廃炉等円滑化WGの議論を踏まえたものと理解。WGの方でもコメントしたが、認可法人については、行政コスト増大抑制の観点から、既存法人の活用が望ましいのではないかと。組織の建付けとしてはNuROが比較的類似していると思うので、継続的にご検討いただきたい。 	<p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、「今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」を追記(朝野委員、伊藤委員、小野委員、佐藤委員、竹下委員、中島委員、又吉委員同旨)</p> <p>p15 2(4)②制度措置のイメージについて、「主体となる認可法人は、行政コスト増大抑制の観点から、新設ではなく、業務の類似性が高い既存法人の使用済燃料再処理機構の活用を検討することとし、その場合には、業務を行う部門や経理を区分する等の適切な措置を講じるものとする。」を追記</p>
松久保委員	<ul style="list-style-type: none"> 方針に全く賛同できかねる。国民意見聴取について、繰り返し重要性を指摘したが、実施いただいたことはなかったと理解。昨年、エネルギー基本計画の策定に際しては、意見箱の設置やパブリックコメントを行って、国民意見を聴く姿勢は見せたと思うが、今回、エネルギー基本計画から大きく逸脱する形の方針を示すことになると思うが、全く国民理解を問うていない。このような状況で、GX実行会議に答申すべきではない。 原発新設リブレースを前提に考えるとあるが、将来的な原発の必要量を明らかにすべきと考える。エネルギー基本計画では、福島原発事故を経験した我が国では、再生可能エネルギーの活用を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとされている。再エネの最大限の導入を前提とした原子力であって、原子力ありきの議論ではないと思う プルスーマル、核燃料サイクルについて、資料5の12ページではプルスーマルの推進が示されているがこれも非常に問題。プルスーマルの推進に向けた交付金の創設では、地域のプルスーマル受け入れの是非に向けた意思決定を歪曲化しかねない。事業者はプルスーマルを特別なものとしていないと言っているが、であれば交付金を増額する理屈は立たないと考える。また、使用済みMOX燃料の再処理技術の確立についても、今やらなければならない課題だとは思わない。まずはライフサイクル全体での議論が必要。 	<p>p3 「2各課題への対応の方向性と行動指針」の項目1つ目について、「「基本原則」の内容、及びエネルギー基本計画の記載内容を踏まえて」及び脚注1「第六次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、(中略)原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、基本原則及び行動指針の内容は、この趣旨を踏まえて策定されたものである。」を追記</p> <p>p11 2(3)③行動指針i)について、「上記の研究成果や他電源の見通し等も踏まえた、関係者による将来の原子力利用の規模等に関するシナリオの検討」を追記(齊藤委員、松久保委員同旨)</p> <p>p14 2(4)①行動指針ii)について、「国・関係者による、使用済MOX燃料の再処理技術の早期の技術確立に向けた研究開発の加速、官民連携による国際協力の推進、これも踏まえた処理・処分の方策の検討」を追記(竹下委員、中島委員、松久保委員同旨)</p>

<p>村上委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転期間と新設については1年程度の時間をかけて、もっと丁寧な政策議論を、国民とのコミュニケーションも踏まえた上で答えを出していくべきだということを提案したい。この主張は9月に取りまとめた中間論点整理に、3つの基本原則を明確化し、長期的なエネルギー原子力政策の整合を図っていくため、政策方針を明確化すべき、その際、国民に分かりやすい形で説明し、コミュニケーションの深化を図るべき、という記載に沿うもの。このような拙速な形で結論を出すことは、基本原則に反することになると思うが、山口委員長や事務局はどう考えているのか。 ・ 国民各層とのコミュニケーションが、再稼働への総力結集の下に位置づけられていることに強い違和感がある。中間論点整理を踏まえると、課題横断の取組として位置づける、もしくは新たな柱を立てる形とすべきではないか。 ・ 資料5の4ページ、コミュニケーション・広報活動を行う目的の再整理と明確化については、再稼働方針の理解確保に向けたエネルギー政策の理解促進が例示されているが、中間論点整理では、エネルギー政策全体の中の原子力の位置づけ、安定供給の維持、2030年エネルギーミックス達成に向けた原子力活用の見通しなどと書かれている。今回のアクションプランは、コミュニケーションの目的を矮小化しているとしか思えず、構成や記述を見直していただきたい。 ・ また、資料3の51ページは、現段階では原発依存度を可能な限り低減することが必要という記載があるが、資料5の5ページにはない。重要な記載だと思うので、是非追記していただければ。 	<p>p6 2(1)③の政策の方向性について、「また、こうしたコミュニケーションの内容を踏まえて、国・事業者の取組内容に対する振り返りを継続的に行いながら、今後の改善に向けた検討に活かしていく。」と追記（中島委員、村上委員同旨）</p> <p>p8 2(2)①の仕組みのイメージについて、「エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。」を追記（伊藤委員、小林委員、杉本委員、竹下委員、村上委員同旨）</p> <p>p6 2(1)③について、脚注3「本項で記載する内容については、原子力発電所の再稼働のみならず、(2)～(6)の内容に係る理解確保の取組を行うに当たっても十分に留意して行うことが必要である。」を追記</p> <p>p6 2(1)③の行動指針 i)について、例として「電力の大消費地等も対象としたエネルギー政策全体の中での原子力の位置づけの説明」を追記（村上委員、山下委員同旨）</p> <p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、脚注4「第六次エネルギー基本計画では、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。」としている。」を追記</p>
<p>山下委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力利用の一翼を担う国として、国内だけでなく海外の発電所の安全な運転に寄与することも念頭に、サプライチェーンの維持や国際研究協力など、国際的な連携による技術開発への貢献も重要。失われた信頼を再構築し、立地地域や国民の理解を得たうえで原子力発電を利用することが大前提。基本原則に沿って、国が前面に立って整合性の取れた政策として、バックエンドも含む全体にわたって透明性、予見性のある取組を進める決意を明らかにした点は極めて重要。今後の機動的で柔軟なエネルギー政策の実施に期待。 ・ 立地地域への支援を進化させ、国民のエネルギー利用に関する理解を深める努力を自治体とともに強化することは国の責務であり、長く安全に原子力発電を利用し、安全に効率的に廃炉するために重点的に取り組む課題であると考えて。立地地域だけが原子力利用を支えるのではなく、資源に乏しい国の経済活動や生活を支えるために必要なエネルギーをどう確保するかについて、ともに考え支える姿勢を広める必要。 ・ 運転期間延長のあり方について、前回の委員会では案2を支持したが、多くの慎重な意見を背景に、事務局案ではより明確な考え方を示した上で、出発点として一定の条件を設けたうえで追加的な延長の余地を認めるという、案3を基本として考えることについて受け入れたいと考える。追加的な延長を認めるにあたって、その条件については曖昧さを残さず、予見性を損なわないよう、透明性を高く明確な定義を示すことが重要である点は重ねて指摘する。 	<p>p19 2(5)②行動指針 ii)について、「次世代革新炉等に関する国際的な研究開発活動をターゲットとする国内企業の参画サポート」を追記</p> <p>p6 2(1)③の行動指針 i)について、例として「電力の大消費地等も対象としたエネルギー政策全体の中での原子力の位置づけの説明」を追記（村上委員、山下委員同旨）</p> <p>p7 2(2)①の仕組みのイメージについて、2ボツを「運転期間は40年とした上で、これを超えて運転をする場合には、延長の必要性について以下の事項の認定を受けなければならないことを、条件として明確化する」と修正（佐藤委員、山下委員同旨）</p>